

# 第4章

## 地球温暖化対策のための取組

- 1 緩和施策の基本方針
- 2 緩和施策の内容
- 3 適応施策の必要性
- 4 取組の方向性 ~ 3本の柱~





## 第4章 地球温暖化対策のための取組

温暖化対策では、「緩和」施策と「適応」施策があります（第1章1(3)参照）。

本計画では、いわゆる緩和施策を進めるに当たり、次の五つの基本方針を設定し、市民、事業者、市およびNPO法人等の連携・協働のもと、実効的な取組を着実に推進していきます。

### 1 緩和施策の基本方針

#### ●基本方針1

環境に優しいライフスタイル・ワークスタイルの推進  
～一人ひとりが地球温暖化を自分の問題として考え、進んで行動する～

#### ●基本方針2

低炭素型まちづくりの推進  
～温室効果ガスの排出を抑えた、住みよいまちづくりを推進する～

#### ●基本方針3

循環型社会の構築  
～廃棄物の排出を抑制するとともに、効率よい資源循環を進める～

#### ●基本方針4

再生可能エネルギーの普及および利用促進  
～環境に配慮した、持続可能なエネルギー利用への転換を進める～

#### ●基本方針5

環境と経済が循環する社会システムの構築  
～環境と経済が一体となって向上するまちづくりを推進する～

## 2 緩和施策の内容

### ●基本方針1

環境に優しいライフスタイル・ワークスタイルの推進

～一人ひとりが地球温暖化を自分の問題として考え、進んで行動する～

#### 1-1 家庭における取組・活動の促進

##### (1) 家庭における地球温暖化防止の促進

###### ア 環境配慮行動の促進

各家庭の普段の生活の中で、光熱水費の節約やごみの減量などの環境に優しい行動に取り組むとともに、その取組状況や効果的な手法などの情報を共有し、取組の輪を地域に広げます。

###### イ CO<sub>2</sub>の見える化推進

市民一人ひとりが、自身の普段の生活からどれくらいのCO<sub>2</sub>が排出されているか、環境配慮行動にどの程度のCO<sub>2</sub>削減効果があるのかなどを意識することで、ライフスタイルを見直すきっかけとするため、日常生活の様々な場面においてCO<sub>2</sub>の見える化を推進します。

###### ウ 省エネルギー家電への買換え促進

エネルギー消費効率に優れ、CO<sub>2</sub>排出削減効果の高い省エネルギー家電への買換えを促進します。

###### エ 啓発イベントの実施

市民一人ひとりが地球温暖化防止について考える機会とするため、秋田市地球温暖化防止活動推進センターと協力して環境展などの啓発イベントを開催し、環境配慮意識の高揚を図ります。

#### 1-2 事業所等における取組・活動の促進

##### (1) 事業所等における地球温暖化防止の促進

###### ア エコオフィスの推進

事業所や工場等において、省エネルギー・省資源、ごみ減量、環境負荷の少ない製品の調達（グリーン購入）等の環境配慮行動に努めることにより、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図ります。

###### イ ESCO事業の導入促進

事業所や工場等の建物の省エネルギー化を推進するため、公共施設や民間事業所におけるESCO事業の導入を促進します。

###### ウ 地球温暖化防止に関する相互連携の促進

市民・事業者・市等の関係団体が相互に連携し、それぞれの義務

と責任のもと、協働で地球温暖化対策に取り組むための仕組みを構築します。

(2) 環境マネジメントシステム取得の促進

ア 環境マネジメントシステムの普及啓発

事業者の環境配慮行動を促進するとともに、経営力向上を図るため、環境マネジメントシステムの普及啓発に努めます。

イ 環境マネジメントシステム取得事業所へのインセンティブの検討

事業者の環境マネジメントシステム取得促進を図るため、取得事業者への優遇措置や取得事業者のイメージアップのための支援策を検討します。

### 1-3 地域における取組・活動の促進

(1) 環境学習・環境活動の促進

ア 環境学習・環境活動の促進

地域や学校等において、自身の暮らす地域や国、そして地球全体の環境について学ぶ機会の充実を図り、一人ひとりの環境配慮意識を高めていきます。

イ こどもエコクラブの活動促進

子どもたちが自ら行う環境学習・環境活動を社会全体でサポートし、未来を担う子どもたちの健全な育成を図ります。

ウ 地域環境活動の促進

清掃活動や緑化活動等、地域における環境活動を促進します。

### 1-4 フードマイレージ等の低減

(1) 地産地消（地食）の促進

ア 地場産物・地域特産品の市内流通促進

市内で生産されている農畜産物等の市内流通・消費を促進することにより、輸送時に発生する温室効果ガスの削減を図ります。

イ 給食・飲食店等への地場産物供給

学校給食や市内の飲食店等の食材には、市内で生産された農畜産物を進んで取り入れます。

●基本方針2

低炭素型まちづくりの推進

～温室効果ガスの排出を抑えた、住みよいまちづくりを推進する～

2-1 環境負荷の少ないまちづくり

(1) コンパクトな市街地の形成

ア 集約型都市構造の実現に向けた市街化の抑制と土地利用の誘導

持続可能な都市づくりに向け、集約型のコンパクトな市街地の形成を目指し、計画的な土地利用の誘導によるメリハリのある都市空間の形成を図ります。

(2) 省エネルギー・省資源型の市街地形成

ア 街灯等のLED化推進

市内に設置されている街灯や防犯灯、建物の外灯、街路灯等のLED化を推進します。

(3) 交通手段の転換および公共交通の利用促進

ア 自動車から公共交通等への利用転換促進

公共交通の利便性向上や駐車場の整備促進を図るとともに、エコ通勤等、自家用車の使用をできるだけ控える取組を進め、公共交通への利用転換を促進します。

イ 自転車利用の促進

低炭素な移動手段としての自転車に注目し、駐輪場の整備や自転車通行環境の整備等を進めるとともに、安全で正しい自転車利用を促進します。

(4) 環境に優しい道路交通の実現

ア 体系的な道路ネットワークの整備促進

円滑な道路交通を実現するため、環状道路や幹線道路等の整備を進め、交通結節点を充実させることにより、都市拠点間をつなぐ交通網の形成を図ります。

(5) 環境に配慮した自動車使用の促進

ア エコドライブの推進

環境負荷の少ない運転技術の普及・浸透に努め、市民一人ひとりのエコドライブ意識の向上を図り、その実践につなげます。

イ 次世代低公害車の導入促進

ハイブリッド自動車や電気自動車、低排出ガス車等、温室効果ガスの排出を抑えた次世代低公害車の導入を促進します。

## ウ 自動車の使い方の見直し

通勤や買物等において、自動車に依存しすぎない移動を促します。

併せて、渋滞緩和など環境負荷の低減につながる自動車使用の取組についても検討します。

## 2-2 建築物の環境性能向上

### (1) 建築物の省エネルギー化、高断熱化の促進

#### ア 住宅の省エネルギー化、高断熱化の促進

住宅用の高断熱設備・機器およびその導入効果等について情報提供・啓発に努めるとともに、導入支援制度の創設についても検討し、省エネルギー性能の高い住宅の普及を促進します。

#### イ 事業所等の省エネルギー化、高断熱化の促進

高断熱設備や機器およびその導入効果等について情報提供・啓発に努めるとともに、導入支援制度の創設についても検討し、省エネルギー性能の高い事業所や店舗等の普及を促進します。

### (2) 高効率エネルギー機器等の普及促進

#### ア 事業所等への省エネルギー施設・設備導入促進

中小企業等に対する省エネルギー診断の普及啓発等により、事業所や店舗等の照明設備や空調設備等の高効率化を促進します。

#### イ 農業施設への省エネルギー施設・設備導入促進

農業施設の空調設備や保温設備等の高効率化を促進します。

#### ウ 公共施設への省エネルギー施設・設備導入促進

市有施設において、省エネ改修や高効率な機器・設備の導入を市民や事業者に先駆けて行います。

## 2-3 森林の保全および緑化の推進

### (1) 森林の保全・整備

#### ア 森林の適正管理（間伐および造林等）

森林所有者や市民、林業関係者等と連携して森林の適正管理を推進し、二酸化炭素吸収源としての機能向上を図ります。

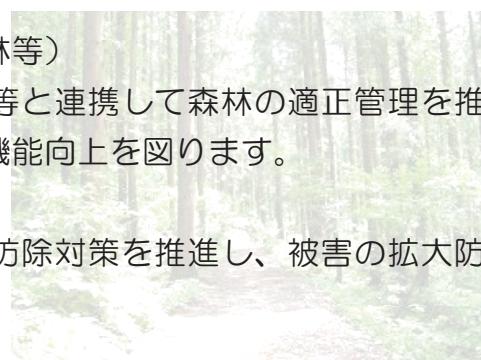
#### イ 森林病害虫対策の推進

松くい虫被害、ナラ枯れ被害の防除対策を推進し、被害の拡大防止に努めます。

### (2) 緑化の推進

#### ア 屋上・壁面等の緑化の推進

住宅や事業所、公共施設などにおいて、「緑のカーテン」などに



による屋上や壁面、敷地内の緑化を促進します。

イ 道路緑化整備事業

街路樹の植栽等により道路緑化を推進するとともに、適正な維持管理に努めます。

ウ 緑地の保全

樹林地や里地里山等の緑地について、市民、事業者、市およびNPO法人等が連携してその保全に努めます。



秋田市緑のカーテン（学校法人和洋学園認定こども園勝平幼稚園ひよこ保育園）

●基本方針3

循環型社会の構築

～廃棄物の排出を抑制するとともに、効率よい資源循環を進める～

3-1 廃棄物の排出抑制の推進

(1) ごみ減量意識の啓発

ア 市民のごみ減量意識の向上

ごみ減量の必要性や効果について理解を深め、市民一人ひとりのごみ減量行動の促進を図ります。

イ 事業者のごみ減量意識の向上

事業者に対する意識啓発を推進し、事業活動におけるごみ減量の取組促進を図ります。

ウ 一般廃棄物多量排出事業者対策

多量排出事業所に対する調査・指導等により、事業系一般廃棄物の減量を図ります。

エ 産業廃棄物の排出抑制

事業活動における産業廃棄物の排出抑制の取組を促進します。

オ 廃棄物の資源化推進

廃棄物のリサイクルを推進し、資源の有効活用を図ります。

3-2 廃棄物の適正処分の確保

(1) 廃棄物の適正処分

ア 適正処分の実施

法令や一般廃棄物処理基本計画、マニフェスト制度に基づき、廃棄物を適正に処理します。

イ 不法投棄の防止

法令遵守の啓発やパトロール等により、環境悪化をもたらす不法投棄を防止します。



建設廃材（畳）の不法投棄

**●基本方針4****再生可能エネルギーの普及および利用促進**

～環境に配慮した、持続可能なエネルギー利用への転換を進める～

**4-1 再生可能エネルギーの導入促進****(1) 太陽エネルギーの導入促進****ア 太陽光発電設備の導入促進**

住宅や事務所、公共施設への太陽光発電設備の導入促進を図ります。また、遊休地への大規模発電設備や公園、街路などへの太陽光発電設備付き防犯灯や街路灯の導入を促進します。

**イ 太陽熱利用設備の導入促進**

太陽熱の活用について調査・研究を行うとともに、設備の導入促進を図ります。

**(2) 風力エネルギーの導入促進****ア 風力発電設備の導入促進**

本市の良好な風況を生かし、風力発電設備の導入促進を図ります。

また、住宅や事務所、公共施設への小型風力発電設備の導入を促進します。

**イ 風力を利用した動力設備の活用の検討**

製粉や風力揚水ポンプなど、風力を利用した動力設備の活用について調査・研究を行うとともに、設備の導入を検討します。

**(3) バイオマスエネルギーの導入促進****ア バイオマス発電の導入促進**

木質バイオマス等を活用した発電設備の導入促進を図ります。

**イ バイオマス熱利用設備の導入促進**

住宅や事務所、公共施設への木質ペレットストーブや木質ペレットボイラーの導入促進を図ります。また、もみ殻などの未利用エネルギーの活用について調査・研究を行うとともに、導入促進を図ります。

**(4) その他の再生可能エネルギーの導入促進****ア その他の再生可能エネルギーの導入促進**

地中熱や小水力、雪氷冷熱その他の再生可能エネルギーの活用について調査・研究を行うとともに導入促進を図ります。

**4-2 市民参加型再生可能エネルギー共同利用の検討****(1) 市民参加型再生可能エネルギー共同利用の仕組みの構築**

ア 市民参加型共同利用の検討・実施

NPO等が主体となって市民と共同して行う、太陽光や風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーを活用した市民参加型共同利用事業について調査・研究を行うとともに、事業の普及促進を図ります。

4-3 再生可能エネルギーの普及啓発

(1) 再生可能エネルギーへの理解の増進

ア あきた次世代エネルギーパークの活用

あきた次世代エネルギーパークを活用し、再生可能エネルギーへの理解を増進し、再生可能エネルギーの普及を図ります。



秋田南バイパス風力発電設備  
(国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所)



ペレットボイラー（秋田公立美術大学）

●基本方針5

環境と経済が好循環する社会システムの構築

～環境と経済が一体となって向上するまちづくりを推進する～

### 5-1 環境関連産業の振興

#### (1) 環境関連企業の誘致および起業支援

##### ア 企業誘致の推進

環境関連技術や環境付加価値を活用する企業の誘致活動を推進し、本市における環境関連産業の振興を図ります。

##### イ 環境関連企業への優遇措置等の検討

環境関連企業の事業促進および経営安定化等を図るための優遇措置を検討・実施します。

##### ウ 起業支援の推進

市内事業者等による環境関連事業の起業を支援します。

#### (2) 環境関連事業施設・設備の整備促進

##### ア 環境関連事業施設・設備に対する支援の検討・実施

再生可能エネルギー関連施設や資源・資材の調達、供給等のためのインフラなど、環境関連事業に係る施設整備や環境整備の促進を図ります。

### 5-2 関係機関等との連携促進

#### (1) 産・学・官相互の連携促進

##### ア 高等教育機関、企業等との連携促進

環境と経済の両立のもとでの発展を目指し、大学等高等教育機関、企業、市、NPO法人等が相互に連携し、再生可能エネルギー源の事業化の推進や新たな活用方策の検討のための研究や実証実験等を行います。

#### (2) 新エネルギー等に係る研究開発・製品開発支援

##### ア 新エネルギー等の利用可能性および事業化検討

本市が潜在的に有する再生可能エネルギー源の利活用モデル事業を検討・実施します。

### 3 適応施策の必要性

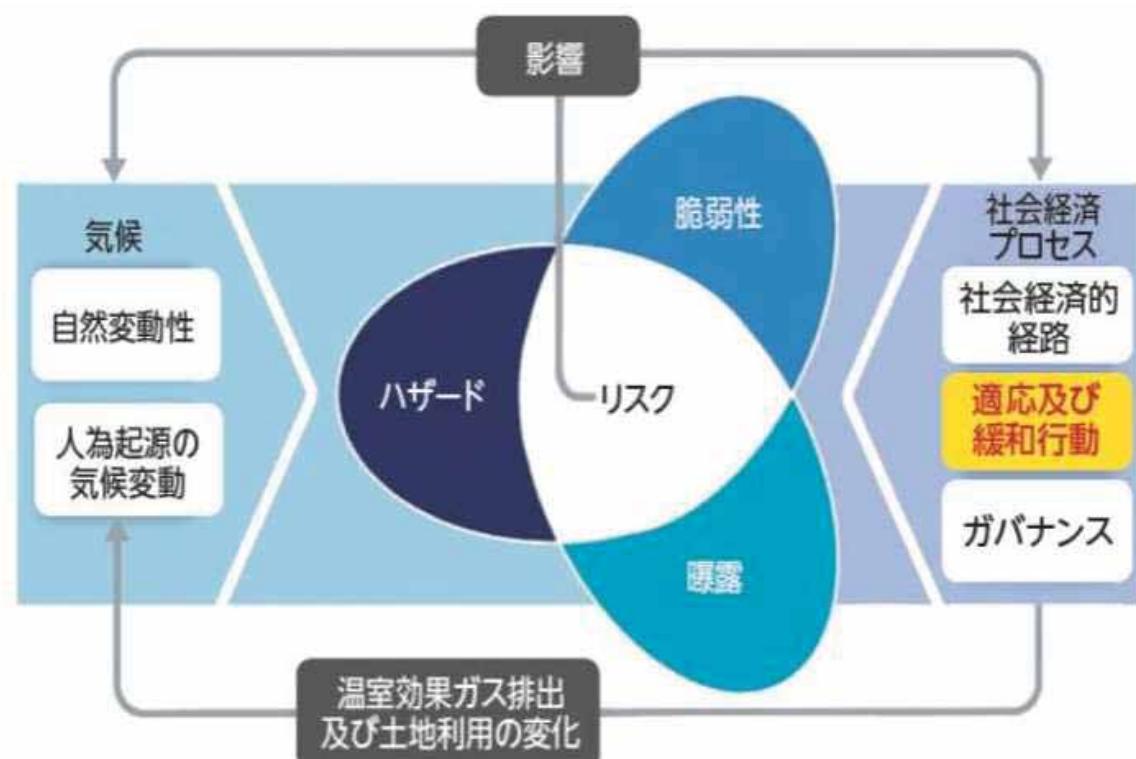
温室効果ガスの排出抑制の取組を実施しても、温暖化の影響が避けられない場合、その影響に対して自然や人間社会のあり方を調整していくのが「適応」です。IPCC第5次評価報告書では、気候変動に関する影響やリスクを、「緩和」や適応によってどのように低減・管理できるかについて言及しています。

下の図は、気候に関連した影響のリスクを概念的に説明したものです。人間、社会および自然システムの脆弱性（影響の受けやすさ）、ばく露（リスクにさらされること）、ハザード（災害、危険な事象など）の三つが相互に作用し合うことで、このリスクがもたらされるとしています。これらには、気候システムや、人間の活動（社会経済プロセス）の変化が大きく関わっていると指摘しています。

近年顕著になりつつある温暖化のリスクは、国や地域によって様々で、あらゆる場所で有効な適応の方法というものはありません。その地域に適した法制度の制定や社会システムの整備などの適応策を講じていく必要があります。

温暖化のリスクというマイナス面ばかりを見るのではなく、温暖化のプラス面を積極的に生かすという考え方もあります。例えば、夏季の高温を利用して亜熱帯地方の果物を栽培し、新しい市場を切り開くこともできるでしょう。「温暖化の時代をよりよく生きること」が、私たちに求められています。

【図4-1】気候変動に関連したリスクの概念図



出典) IPCC report communicator ガイドブックより

#### 4 取組の方向性～3本の柱～

本計画の推進に当たっては、目標達成のための施策の方向性を示し、計画全体を先導していく六つのリーディングプロジェクトを設定して、各種の取組を進めてきました。

今回の計画見直しに当たり、これまでのリーディングプロジェクトの取組を総括・検証した上で、新たに

「再生可能エネルギーの創出＝創エネ」

「省エネルギーの推進＝省エネ」

「環境負荷の少ない心豊かな暮らし方への転換＝ライフスタイルの変革」

の3本の柱として進化・発展させ、今後の取組を推進していくものとします。

##### 【柱1 創エネ】

- 太陽光や木質バイオマスによる発電などを始めとする、市民・民間事業者のニーズに応じた再生可能エネルギーの導入コストに支援する取組
- 多様な再生可能エネルギーをPRし、理解を深めることで市民や事業者の導入を促進する取組
- 地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入により、設備製造や建設・設置、維持管理、資源収集（バイオマス）等の新規雇用創出に貢献する取組など

##### 【柱2 省エネ】

- 全市有施設のエネルギー情報等の統合管理および専門技術者による省エネ支援の取組
- 民間におけるESCO事業等の推進に向けた仕組み（サポートセンター）を構築し、省エネの推進と省エネビジネスの創出を図る取組
- 市民・事業者の環境配慮行動を促すことで、日常生活や事業活動での環境負荷の低減を図る取組など

##### 【柱3 ライフスタイルの変革】

- 将来の環境制約を見据えた、新しい暮らし方（ライフスタイル）の具体化に向けた施策や事業の検討および計画化（補助活用、関係機関との調整等）の取組など